



保健所が申請窓口の医療給付制度のご紹介

「特定の疾病」かつ「一定の条件」を満たす方について、医療費の自己負担分の一部を助成できる場合があります（国の医療費助成制度）。申請をお考えの方は、まずは主治医へご相談ください。制度ごとに専用の診断書および必要書類が異なりますので、詳細は保健所へおたずねください。

1. 難病法に基づく特定医療費助成制度（指定難病）

原因不明で治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費を助成します。



指定難病 HP(愛知県)

2. 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている満 18 歳未満の患者様について、健全育成の観点から、ご家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費を助成します。※更新により 20 歳到達の前日まで受給可能です。



小児慢性 HP(愛知県)

3. B型・C型肝炎患者医療給付事業

B 型・C 型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療により、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成します。

※B 型・C 型肝炎給付金(国を相手とする国家賠償請求訴訟)とは別のものです。



あいち肝炎ネットワーク

支給認定までの流れ

① まずは主治医に相談



② 専用の診断書や必要書類を用意
※制度により必要書類が異なります



③ 保健所で申請
④ 県で審査後、結果が通知されます



※申請後 3 ~ 4 か月程度

本制度に係る諸注意

- ・審査の結果、不承認となる可能性がございます。
- ・認定された場合も、年に一度更新手続き・再審査を要します。
- ・受給者は受診の際、「受給者証(票)」を医療機関へ毎回提示してください。

